

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

(1) 計画策定の背景と目的

現在、我が国では出生率の低下に伴い、少子化が進んでいます。

少子化の急速な進行は、若年労働者の減少による社会活力の低下、年金、医療、介護などにかかる社会保障費用の個人負担増大、地域社会の変容など社会経済システムに深く影響を与える問題です。

さらに、子どもたちが同年代の仲間と切磋琢磨して健やかに育つ環境や乳幼児とふれあって育つ環境までも奪われ、子どもにとって健全に育ちにくい社会となることで、自立した社会性のある大人になることが難しくなると懸念されています。

平成2年に合計特殊出生率が過去最低の「1.57」となったことを契機に、国は少子化対策を進め、本市も様々な取り組みを行ってきました。

しかし、核家族化や地域のつながりの希薄化により、子育てに対する助言や協力を得ることが困難であったり、共働き家庭が増加している中、仕事と子育てを両立できる環境が十分でないなど、子どもと子育てを取り巻く環境は依然として厳しく、子どもが欲しいという希望が叶えられない人も多くいます。

子どもが欲しいという希望が叶い、子育てをしやすい社会、そして、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目指して、平成24年8月に①「子ども・子育て支援法」②「認定こども園法の一部改正法」③「関係法律の整備法」の「子ども・子育て関連3法」が成立しました。

この法律に基づき、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を充実させ、総合的に進める「子ども・子育て支援新制度」が、社会保障・税一体改革の一項目として、消費税率の引上げによる財源の一部を得て、平成27年4月からスタートします。

また、「子ども・子育て支援新制度」の円滑な施行は、国が平成25年6月に決定した「少子化危機突破のための緊急対策」の一つに位置付けられています。

この「(仮称)新潟市子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援法に基づき策定されたもので、平成25年10月から11月にかけて実施した「子ども・子育て支援ニーズ調査」を踏まえ、今後の本市における子ども・子育て支援に関する基本的な方向性や幼児期の学校教育・保育などの提供体制の確保の内容などを示したものです。

第1章 計画の策定にあたって

	国の取り組み	本市の取り組み
平成 15年 7月	少子化社会対策基本法 平 15.9.1 施行	
	次世代育成支援対策推進法 平 15.7.16 から段階施行	
16年 6月	少子化社会対策大綱	
16年 12月	子ども・子育て応援プラン (平成 17~21 年度)	
17年 3月	地方公共団体、企業等における行動計画の策定・実施	すこやか未来アクションプラン (次世代育成支援対策行動計画) 前期計画 (平成 17~21 年度)
18年 6月	新しい少子化対策	
19年 3月		保育園再編基本計画 (平成 19~26 年度)
19年 12月	「子どもと家族を応援する日本」重点戦略 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章 仕事と生活の調和推進のための行動指針	
20年 2月	新待機児童ゼロ作戦	
20年 3月		保育園再編実施計画 前期計画 (平成 19~22 年度)
22年 1月	子ども・子育てビジョン — 子ども・子育て新システム 検討会議	
22年 5月		すこやか未来アクションプラン 後期計画 (平成 22~26 年度)
22年 11月	待機児童解消 「先取り」プロジェクト	
23年 3月		保育園再編実施計画 後期計画 (平成 23~26 年度)
24年 3月		
	子ども・子育て新システム 基本制度	
24年 8月	子ども・子育て関連 3 法 平 24.8.22 から段階施行	
25年 4月	待機児童解消加速化プラン	
25年 6月	少子化危機突破のための緊急対策	
年 月		子ども・子育て支援事業計画 (平成 27~31 年度)

※平成 15 年以前は省略 本市の主な取り組みは 17 ページにも記載

(2) 計画の期間

この計画の期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間です。

なお、年度ごとに計画の実施状況を把握、点検、公表するとともに、計画の期間中であっても、市民ニーズや事業の進捗状況、社会情勢の変化などを踏まえながら、必要に応じて計画の見直しを行います。

(3) 計画の対象

子ども・子育て支援は社会全体で取り組む必要があることから、保護者、地域、教育・保育施設、企業、行政などを含むすべての市民・団体を対象とします。

なお、この計画における「子ども」とは本市在住の妊娠期から乳幼児期を経て学童期を主とした、おおむね18歳までの子どもとします。

(4) 計画の位置づけ

この計画は、子ども・子育て支援法第61条の規定により、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定するものであり、母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条に規定する自立促進計画、「健やか親子21」に基づく母子保健計画の内容を包含しています。

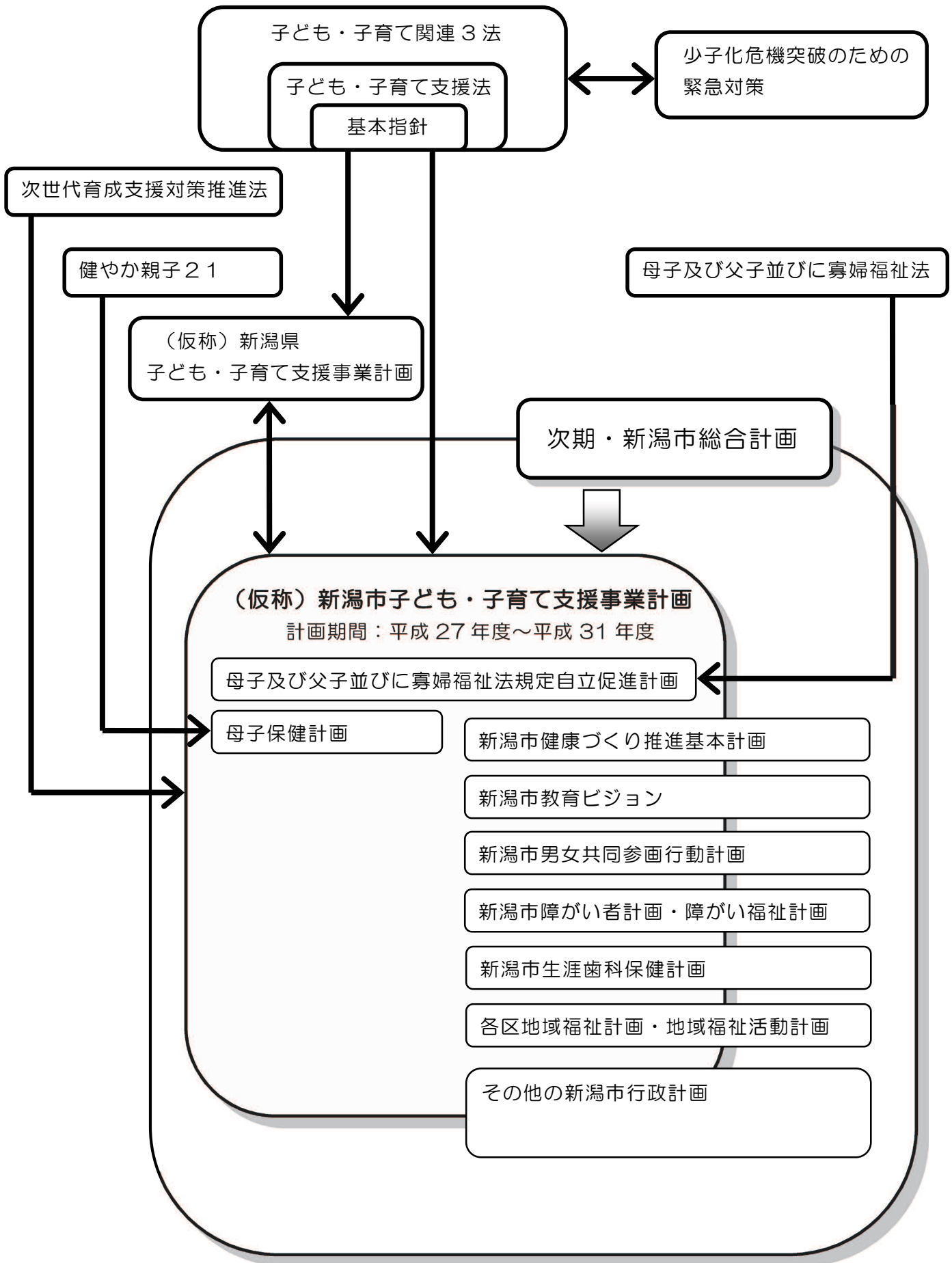
また、次世代育成支援対策推進法で任意策定とされている市町村行動計画の内容のうち、本計画に関連する事項についても盛り込んでいます。

なお、新潟市総合計画の分野別計画として位置付けられます。

子どもや子育て家庭への支援は多様なニーズに応えるため、多岐にわたりますが、各分野においてはそれぞれ分野別計画があることから、それら関連計画と調和を図っています。

この計画のほか、母子保健に関する施策で、この計画に記載のないライフステージの施策については、「新潟市健康づくり推進基本計画」、主に義務教育段階の子どもへの育成に関する施策については「教育ビジョン」により実施、推進します。

計画の位置づけ



2 子どもと子育てを取り巻く現状

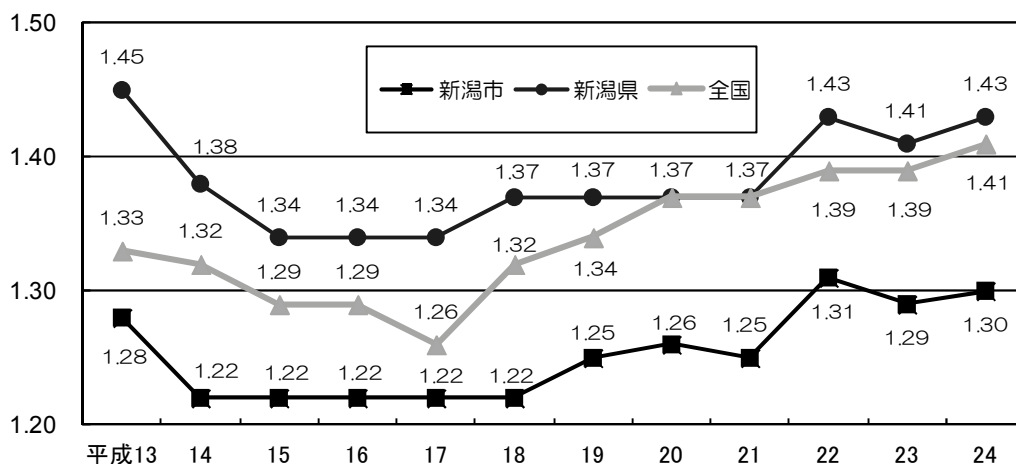
(1) 少子化の動向

① 出生率と出生数の推移

本市の平成24年の合計特殊出生率(一人の女性が一生の間に生むと推定される子どもの数)は1.30であり、過去最低だった平成14年から18年と比べると若干増加していますが、依然として人口を維持するのに必要とされる「2.07」を大きく下回り、全国(1.41)や県(1.43)より低い水準にあります。

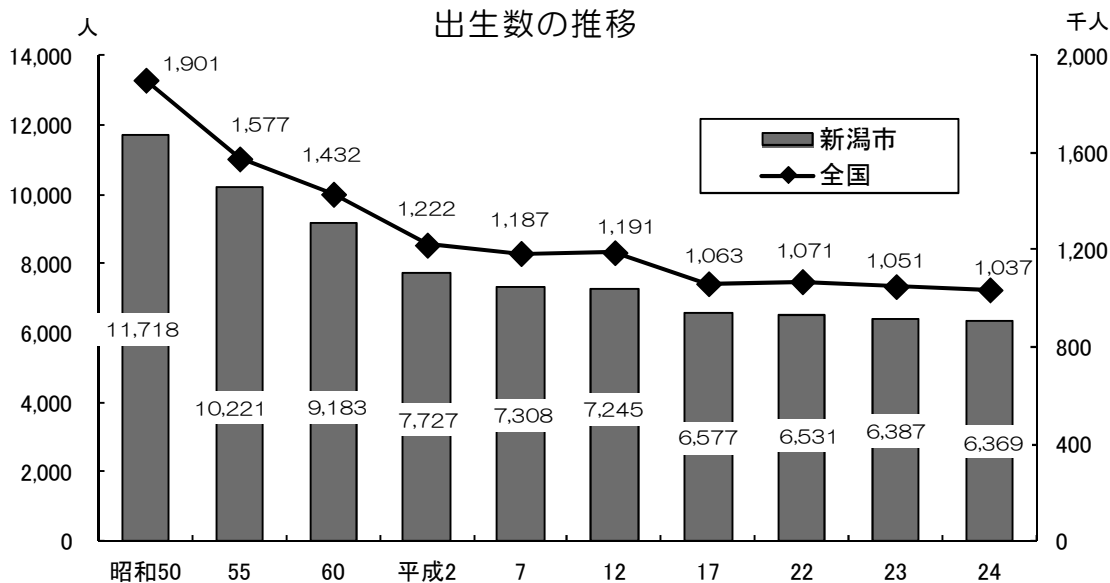
また、出生数は、昭和50年(11,718人)以降ほぼ一貫して減少しており、平成24年は6,369人で過去最低となっています。

合計特殊出生率の推移



資料：厚生労働省「人口動態統計」、新潟県「福祉保健年報」

出生数の推移



資料：総務省「国勢調査」、厚生労働省「人口動態統計」

②人口の推移と人口構造の変化

本市の人口は平成17年国勢調査（813,847人）をピークに減少しており、平成25年10月の推計人口は809,934人となっています。

また、「将来推計人口」によると、平成52年には70万人を割って668,345人になると見込まれています。

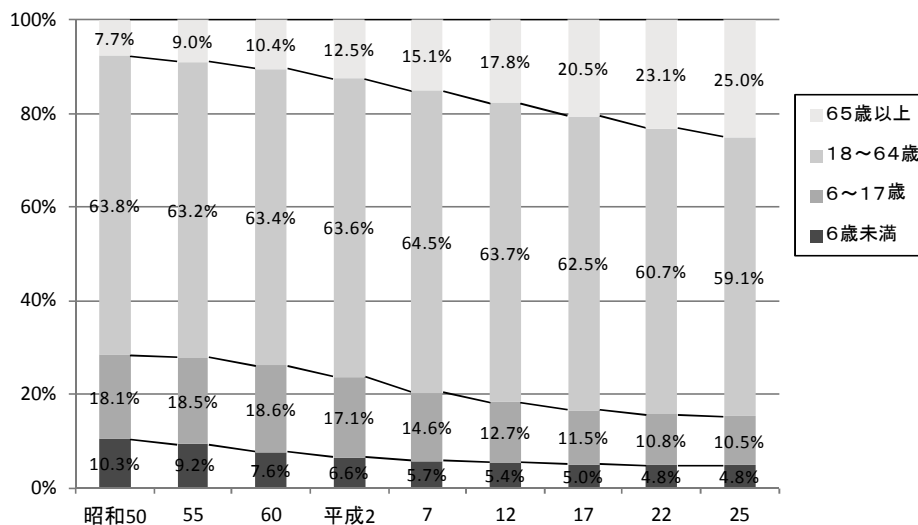
	本市の人口	指数	新潟県の人口	指数	全国の人口	指数
昭和 50	681,108	83.9	2,391,928	100.7	111,893,438	87.4
55	730,733	90.0	2,451,357	103.2	117,060,396	91.4
60	759,568	93.6	2,478,470	104.4	121,048,923	94.5
平成 2	776,775	95.7	2,474,583	104.2	123,611,167	96.5
7	796,456	98.1	2,488,364	104.8	125,570,246	98.1
12	808,969	99.6	2,475,733	104.3	126,925,843	99.1
17	813,847	100.2	2,431,459	102.4	127,767,994	99.8
22	811,901	100.0	2,374,450	100.0	128,057,352	100.0
25	809,934	99.8	2,330,797	98.2	127,262,598	99.4
37	759,686	93.6	2,112,473	89.0	120,658,816	94.2
52	668,345	82.3	1,790,918	75.4	107,275,851	83.8

資料：総務省「国勢調査」、平成25年は推計人口（市、県は10月1日現在、全国は9月1日現在）
平成27年以降は国立社会保障・人口問題研究所「地域別将来推計人口」（平成25年3月推計）
※指数欄は平成22年の人口を100とした場合の値

年齢階層別にみると、6歳未満の人口は昭和50年では、本市の総人口の10.3%を占めていましたが、平成25年には4.8%にまで減少しています。また6～17歳の構成比をみても昭和50年では18.1%でしたが、平成25年では10.5%と、こちらも減少の一途をたどっています。

一方、65歳以上の構成比は、昭和50年では7.7%でしたが、平成25年では25.0%と、3倍以上に増加しており、本市は少子・超高齢社会となっています。

年齢階層別人口割合の推移（新潟市）



資料：総務省「国勢調査」、新潟県「推計人口」

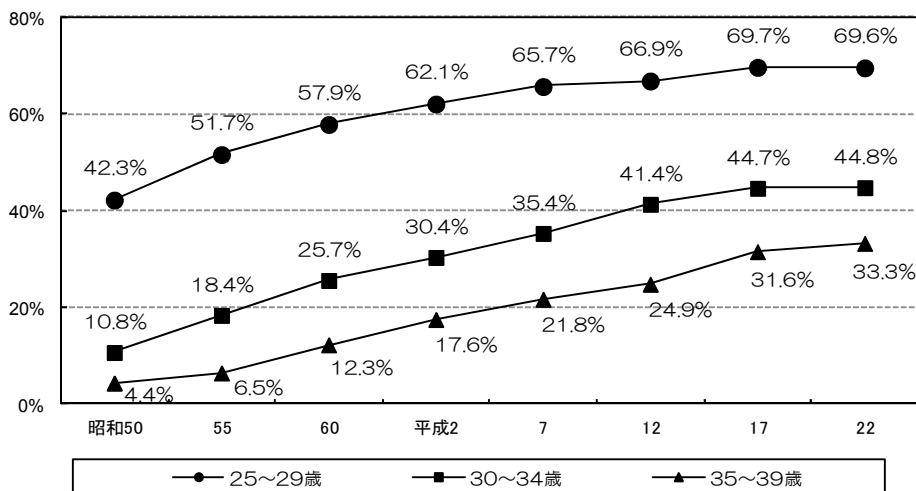
③婚姻と出産の状況

少子化の原因のひとつとして、結婚しない人・結婚を先送りにする人の増加が言われています。本市における25歳から39歳の未婚率は、男女ともに一貫して上昇しており、生涯未婚率も、昭和50年の男性1.4%、女性4.3%から、平成22年には男性19.4%、女性10.6%にまで上昇しています。

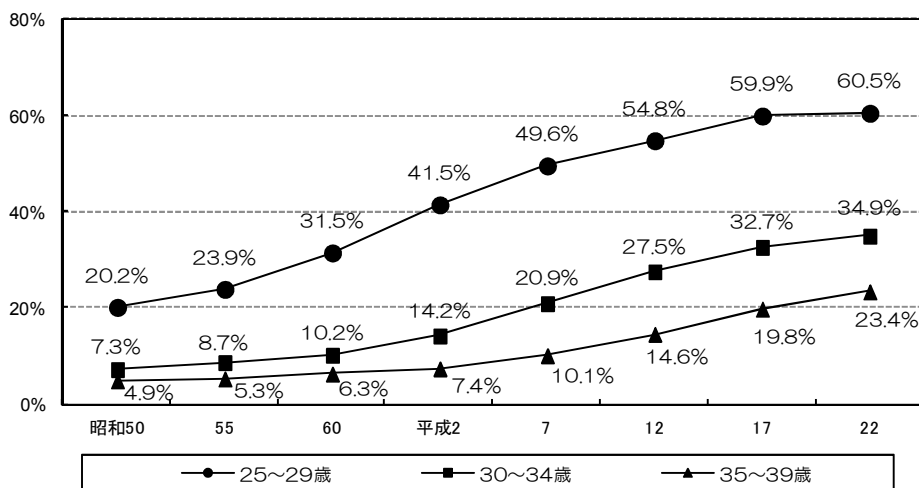
また、平均初婚年齢は、平成24年で夫が30.6歳、妻が29.2歳と年々上昇しています。

さらに、出生したときの親の平均年齢も上昇しており、平成24年の第1子では父親が32.4歳、母親が30.5歳で、初めて母親の第1子出産年齢が30歳を超えています。

年齢階級別未婚率の推移・男性(新潟市)



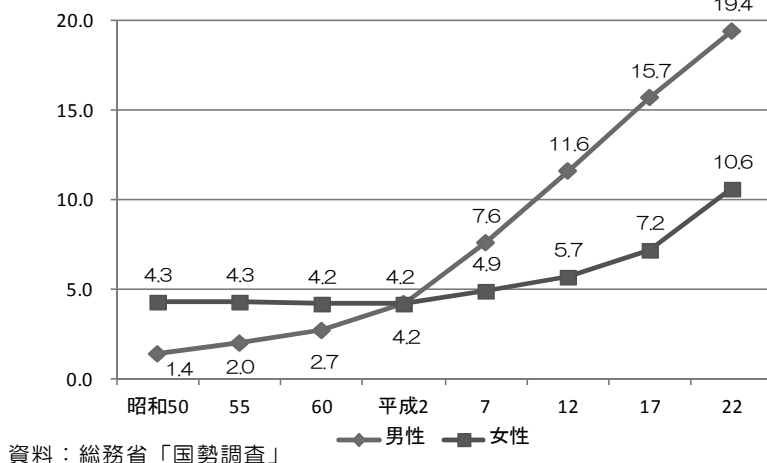
年齢階級別未婚率の推移・女性(新潟市)



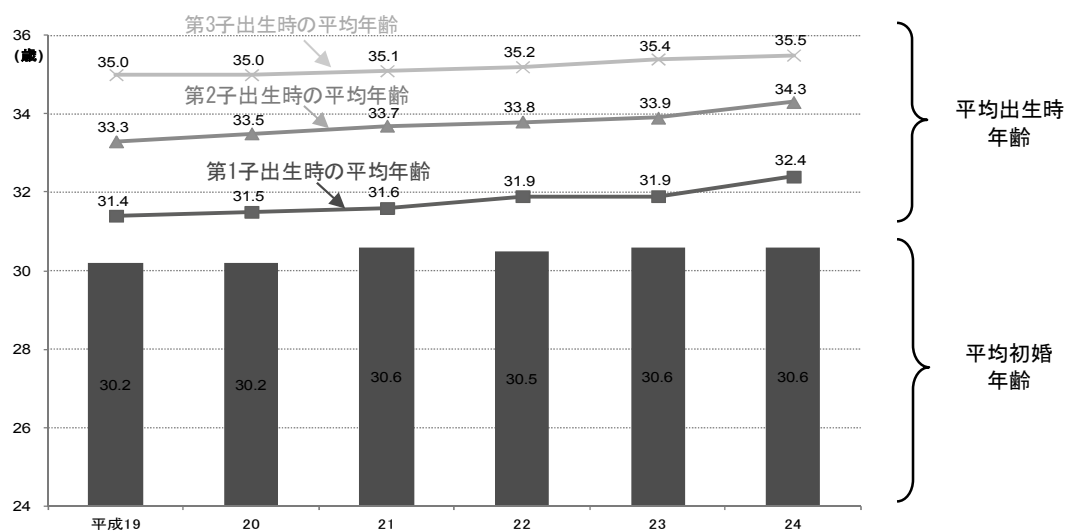
資料：総務省「国勢調査」

第1章 計画の策定にあたって

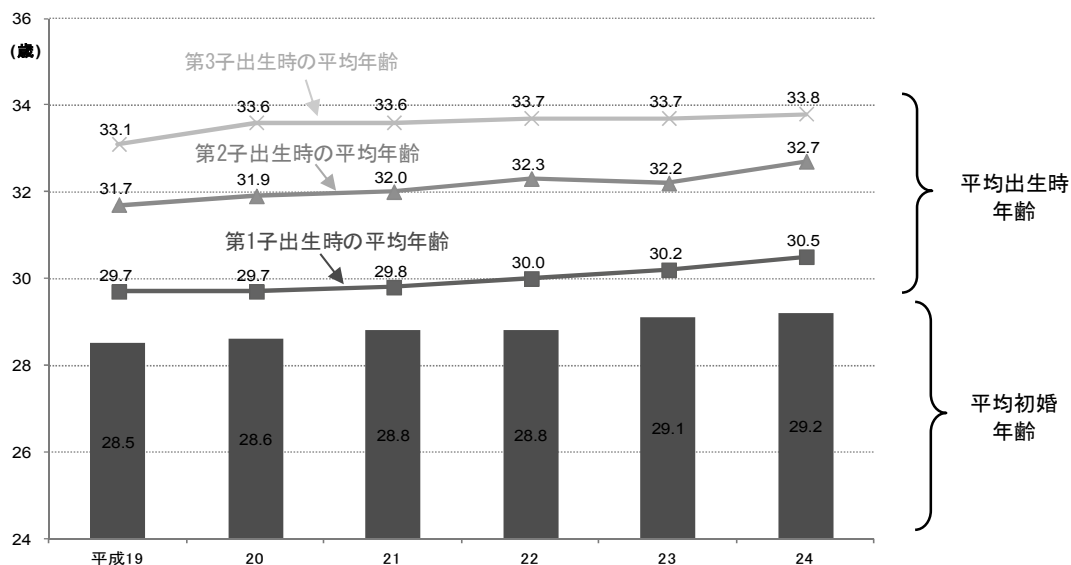
生涯未婚率の推移（新潟市）



夫の平均初婚年齢、父親の第1子～第3子の平均出生時年齢（新潟市）



妻の平均初婚年齢、母親の第1子～第3子の平均出生時年齢（新潟市）



資料：厚生労働省「人口動態統計」

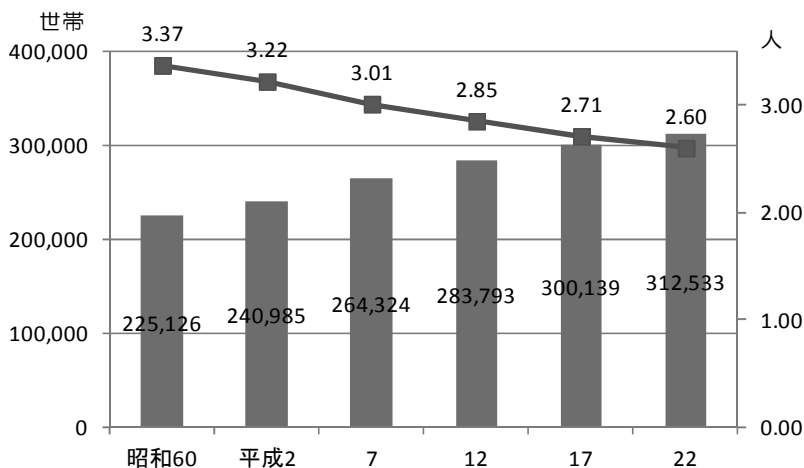
(2) 世帯の状況

本市の世帯数は増加し続けていますが、一方で、世帯当たりの平均人員は減少し続けています。平成22年の世帯数と世帯当たりの平均人員を昭和60年と比べると、それぞれ、約8万7千世帯増、0.77人減となっています。

世帯の類型別による推移を見ると、核家族世帯が約4万3千世帯、単独世帯が約5万2千世帯それぞれ増加しています。構成別の世帯数の推移でも、夫婦のみの世帯が増加している一方、夫婦、子どもと親からなる世帯(3世代世帯)は減少しています。

また、6歳未満、18歳未満の子どもがいる世帯数は年々減少しており、少子化と世帯の小規模化が同時に進んでいることを表しています。

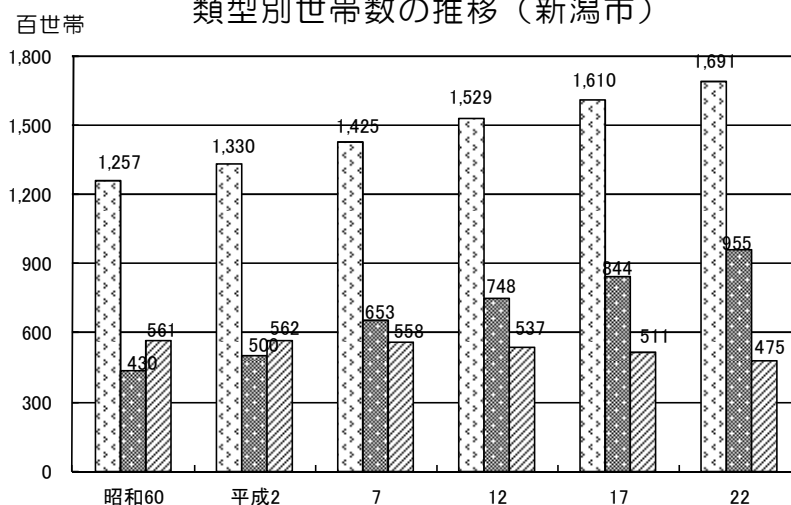
世帯数と1世帯あたり平均人員の推移(新潟市)



資料：総務省「国勢調査」

■ 世帯数 ▲ 1世帯あたり人員

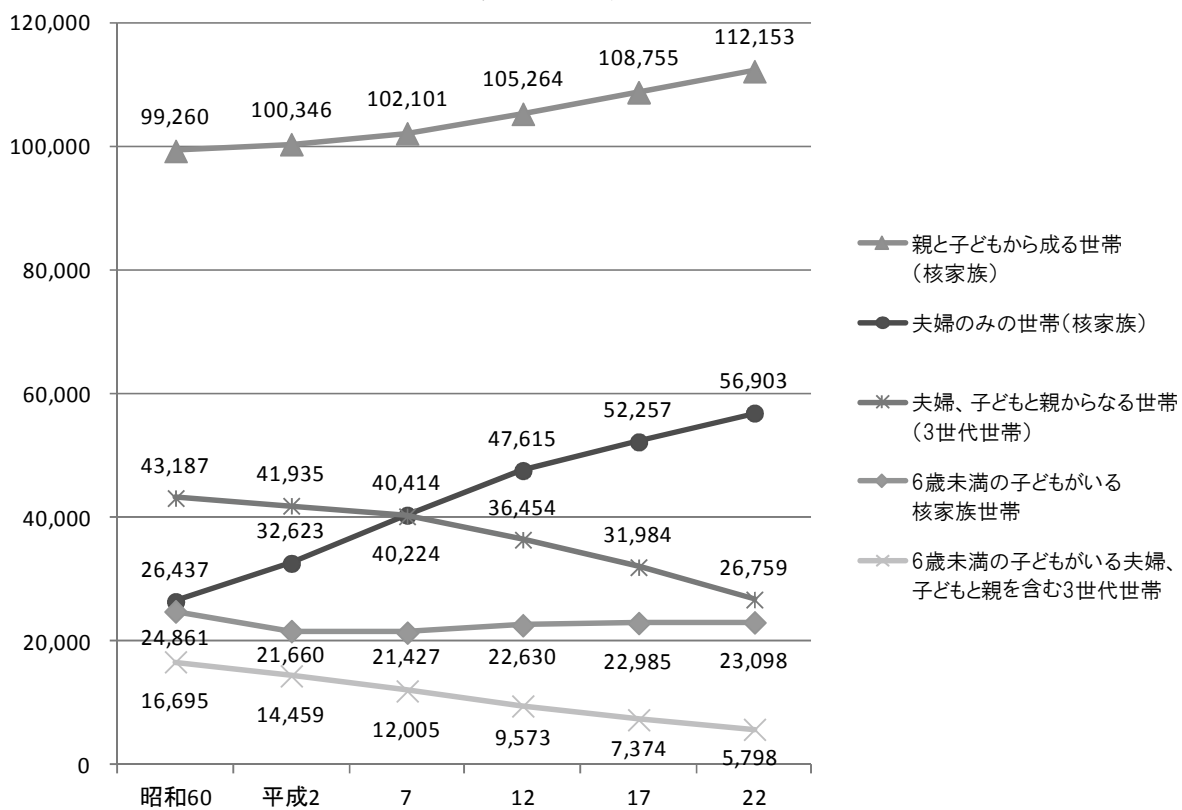
類型別世帯数の推移(新潟市)



資料：総務省「国勢調査」

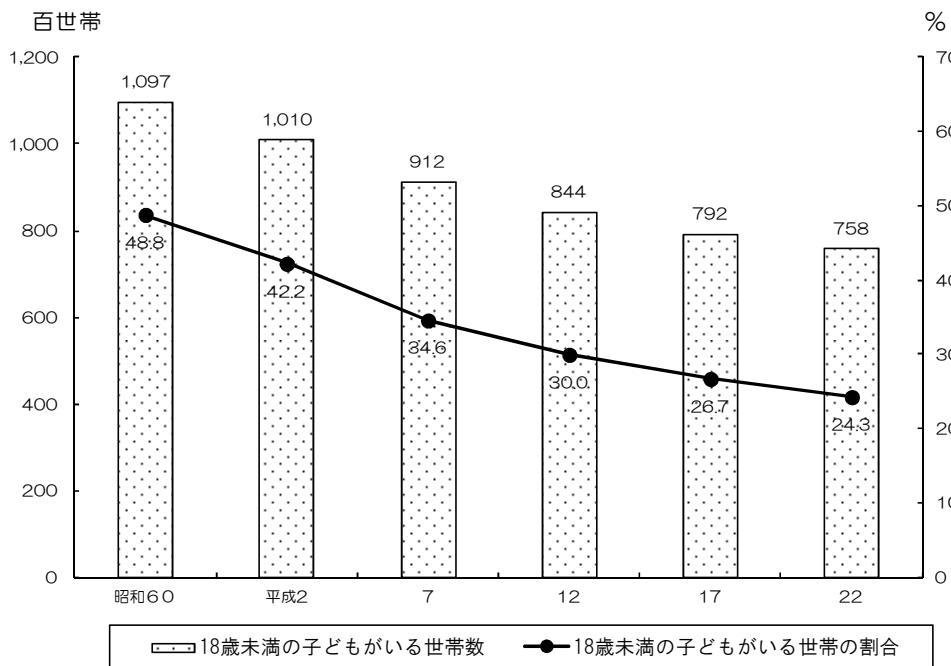
■ 核家族 ■ 単独 □ その他

構成別世帯数の推移（新潟市）



資料：総務省「国勢調査」

18歳未満の子どもがいる世帯数の推移（新潟市）



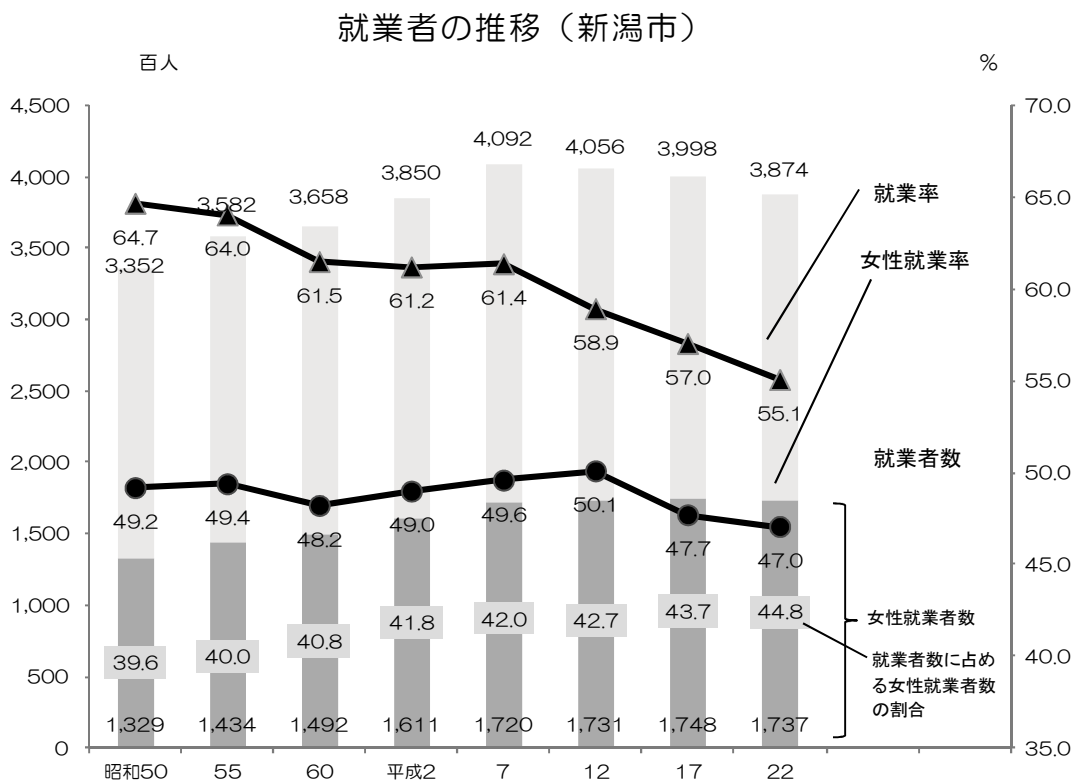
資料：総務省「国勢調査」

(3) 就労の状況

① 出生率と出生数の推移

本市の就業者数は平成7年をピークに減少傾向にあり、平成22年には約38万7千人となっています。就業率も下降傾向をたどっており、平成22年には55.1%となっています。

女性の就業者数も平成22年には、約17万4千人で、平成17年度と比べると約1千人減っていますが、本市の就業者全体に占める女性就業者の割合は増加しており、平成22年度では44.8%となっています。全体の就業者数が同期間において減っていることと比べると、女性の就業が進んでいると言えます。



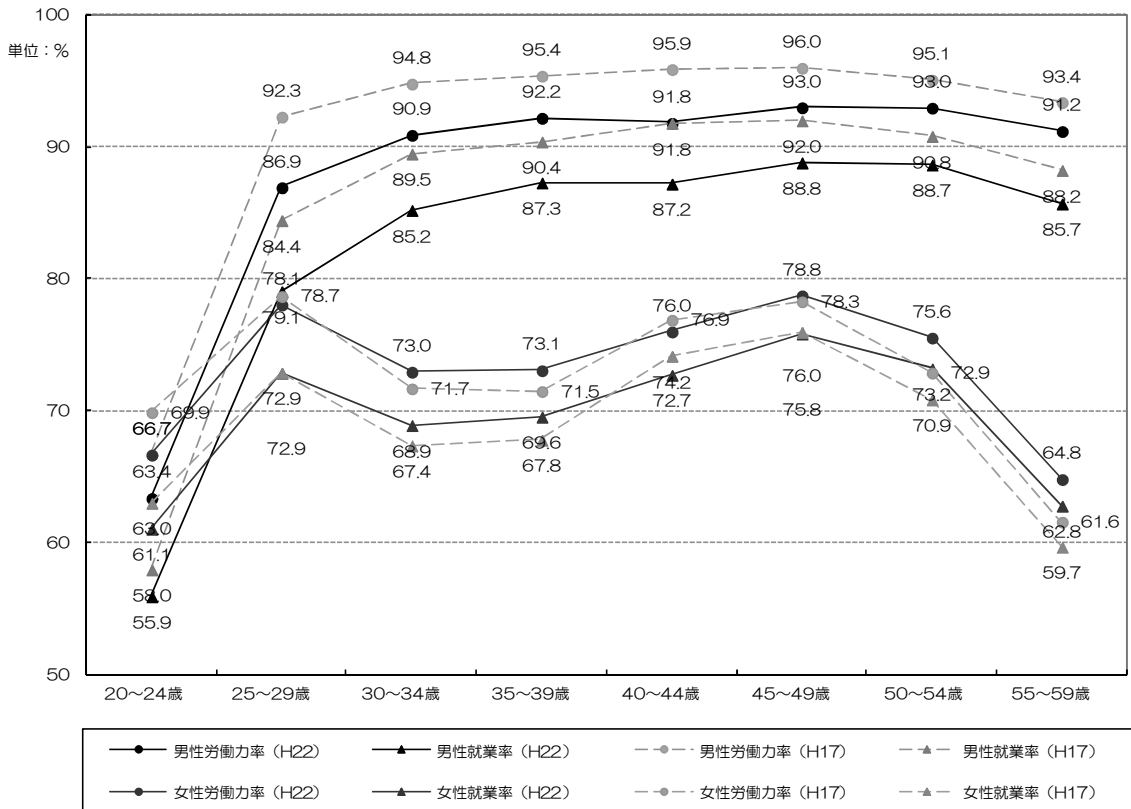
資料：総務省「国勢調査」

②年齢階級別就業状況

本市の年齢階級別就業率をみると、女性は30歳代を谷とする、いわゆるM字カーブを描いています。これは、結婚・出産・育児等の要因により一旦離職した女性が、子育て等が一段落すると再び職に就くという傾向が背景にあるとされています。

平成17年から平成22年にかけて30代女性の女性就業率は増加しており、就業率と労働力率と比較すると、30代前半女性では約7%の差があることから、環境の整備を行うことにより就業率がさらに増加することが見込まれます。

年齢階級就業率および労働力率（新潟市）



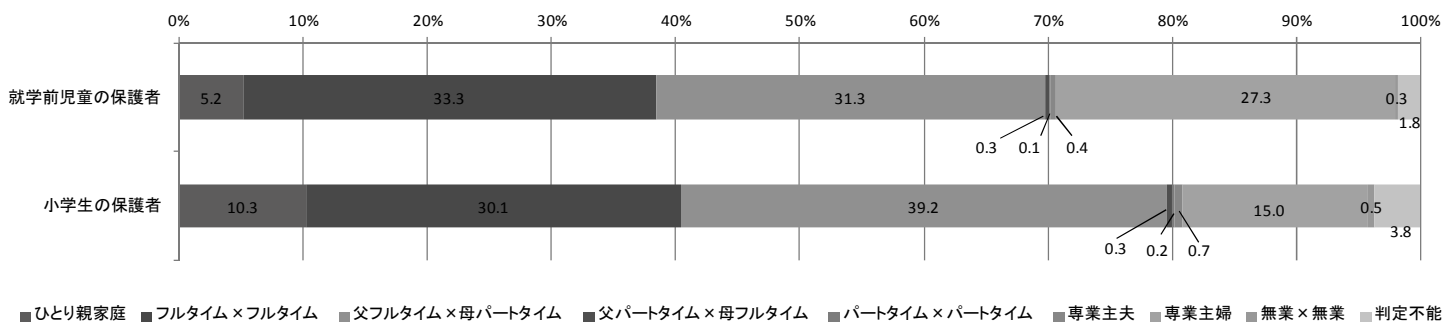
資料：総務省「国勢調査」

③保護者の就労状況

就学前児童および小学生の保護者の就労状況を比較すると、子どもが小学生になると専業主婦(夫)家庭が減少し、共働き家庭が増えています。

就労している保護者の帰宅時間は、母親は18~19時台が最も多く、父親は20時~21時台が最も多い状況になっています。

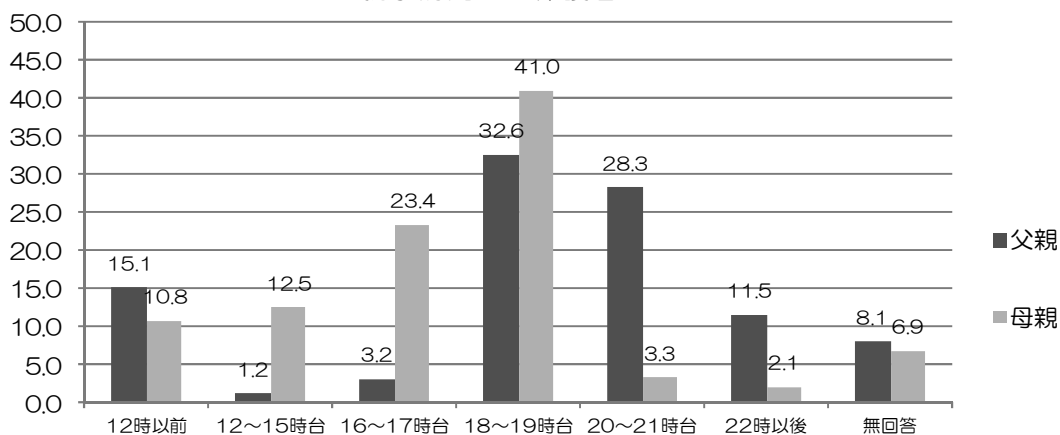
保護者の就労状況



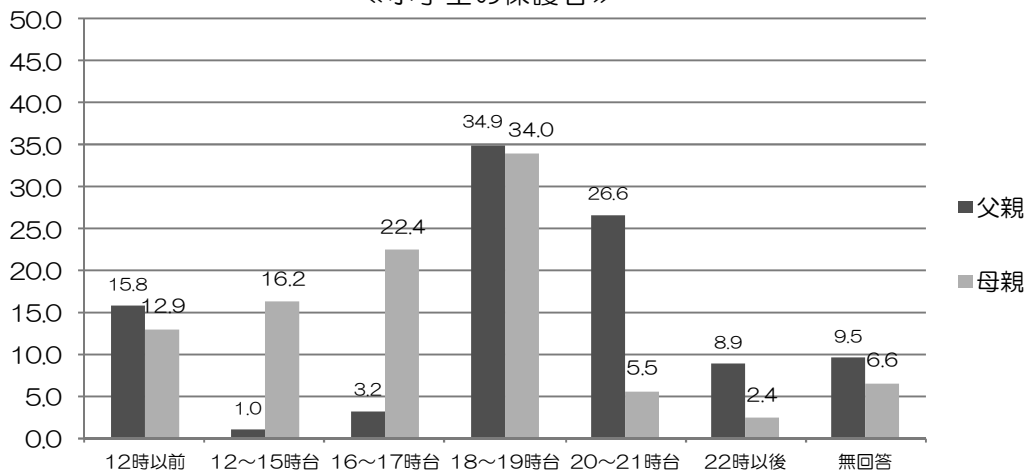
資料：新潟市「子ども・子育て支援ニーズ調査」

就労している保護者の帰宅時間(新潟市)

《就学前児童の保護者》



《小学生の保護者》

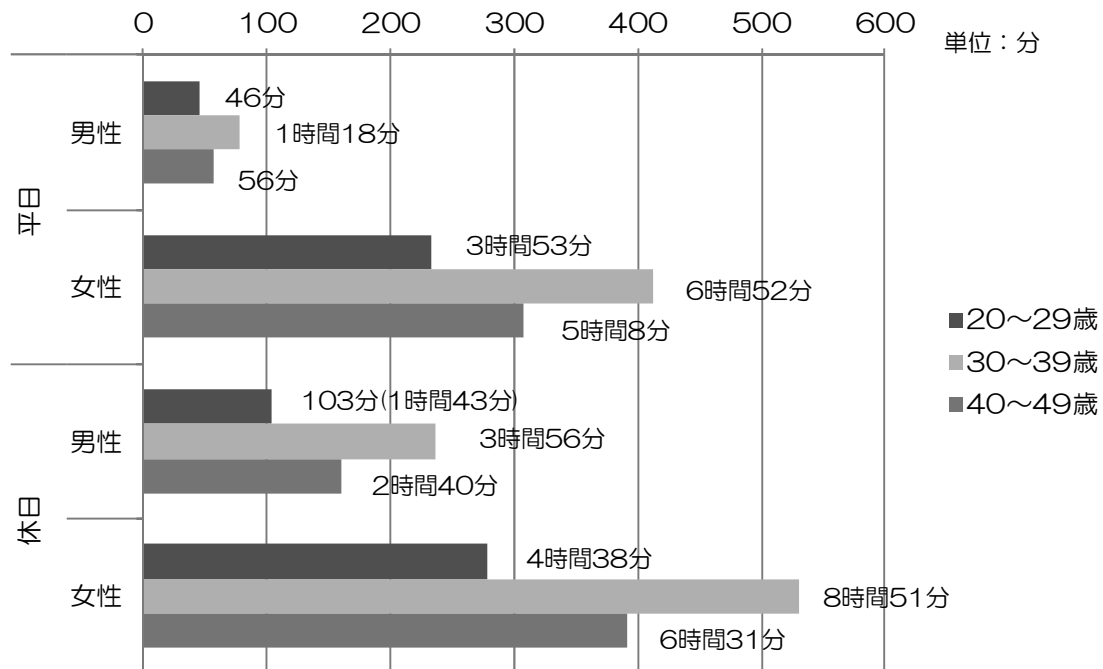


資料：新潟市「子ども・子育て支援ニーズ調査」

第1章 計画の策定にあたって

家事・育児・介護等に從事する時間の平均は、主な子育て世代である30代が最も長くなっています。また、男女別にみると、いずれの年代でも、平日・休日問わず、女性の平均従事時間ほうが男性の平均従事時間よりも倍以上長い状況です。

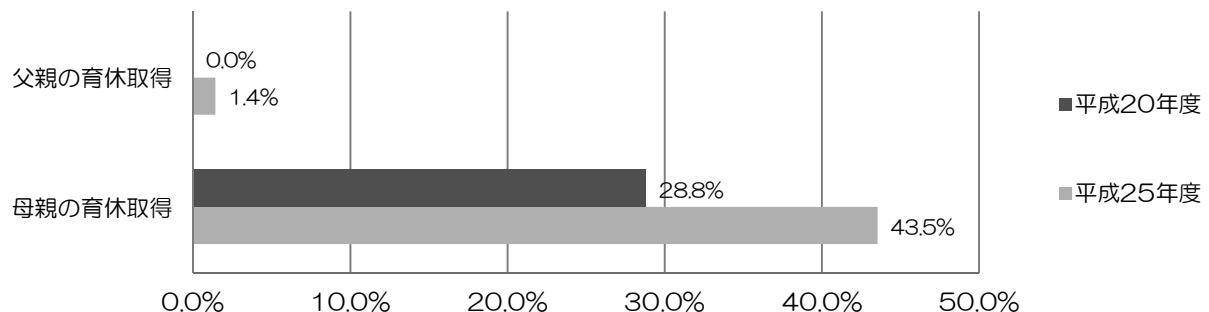
家事・育児・介護等に從事する時間平均（新潟市）



資料：新潟市「平成21年度 男女共同参画に関する基礎調査」

平成20年度と平成25年度における就学前児童の保護者の育児休業取得状況を比較すると、父親母親いずれも取得率が増えています。ただし、父親の育児休業取得率は、まだ少ない状況です。

就学前児童の保護者の育児休業取得状況（新潟市）



資料：新潟市「子育て支援ニーズ調査（平成20年度）」「子ども・子育て支援ニーズ調査（平成25年度）」

(4) 子どもの意識・子育てに関する意識

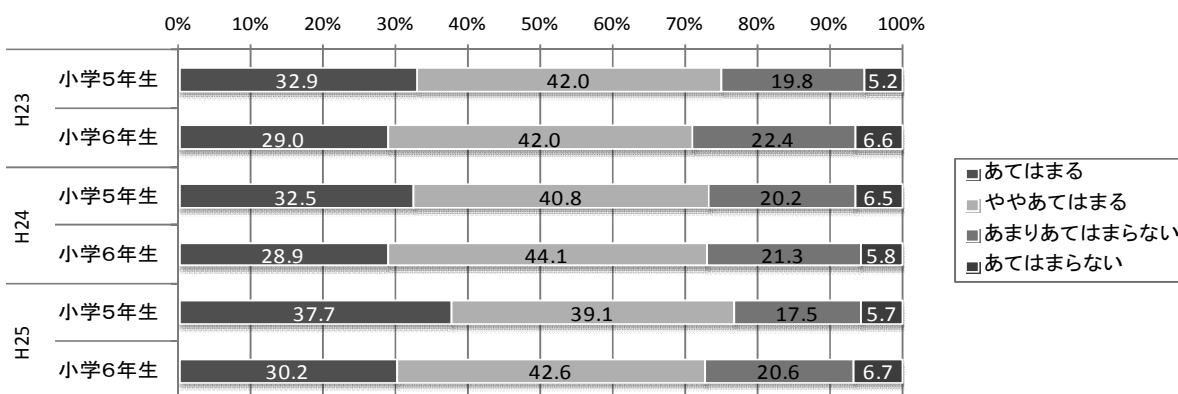
① 子どもの意識

本市の小学5・6年生に対する調査結果によると、自分にはよいところがあるという児童は、平成25年度には平成23年度よりもいずれも増加しています。

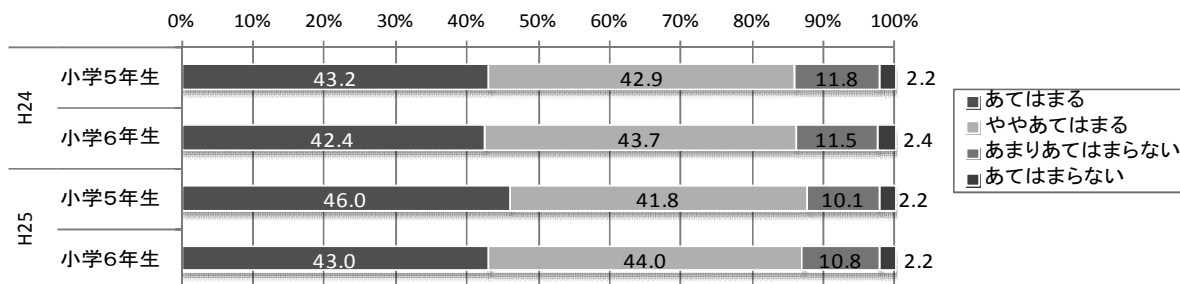
同調査の中で、友だちのよいところを見つけたり、友だちが落ち込んでいるとき励ましたりしているという児童は、平成24年度から平成25年度で増加しています。

また、将来の夢やつきたい仕事があるという児童も、平成23年度から平成25年度にかけて増加しています。

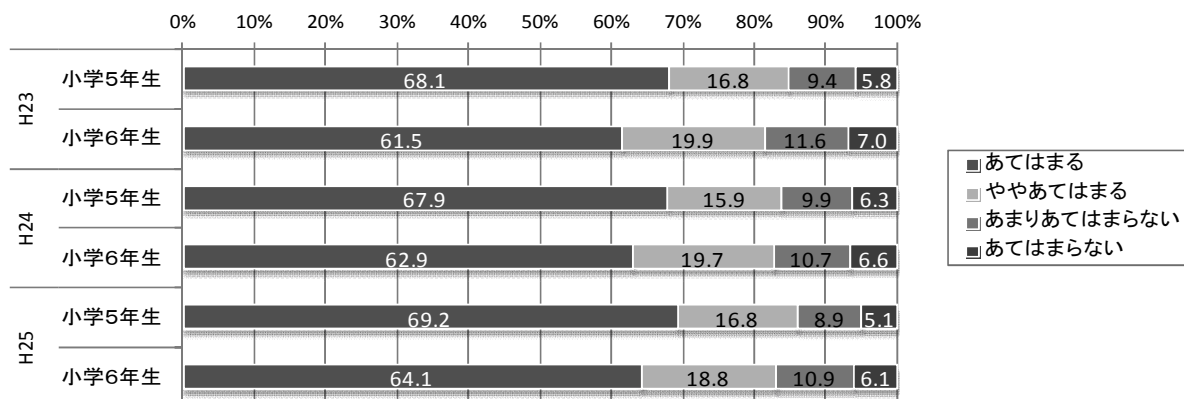
自分にはよいところがある(新潟市 小学5・6年生)



友だちのよいところを見つけたり、友だちが落ち込んでいるとき励ましたりしている(新潟市 小学5・6年生)



将来の夢やつきたい仕事がある(新潟市 小学5・6年生)



資料：新潟市「生活・学習意識調査」

②子育てに関する意識

「新潟市子育て市民アンケート」では、本市の子育て環境への評価について、「子育てしやすいまち」「どちらかといえば子育てしやすいまち」という評価は年々増加する傾向にありますが、「どちらかといえば子育てしにくいまち」「子育てしにくいまち」と感じている人も平成25年度では約2割います。

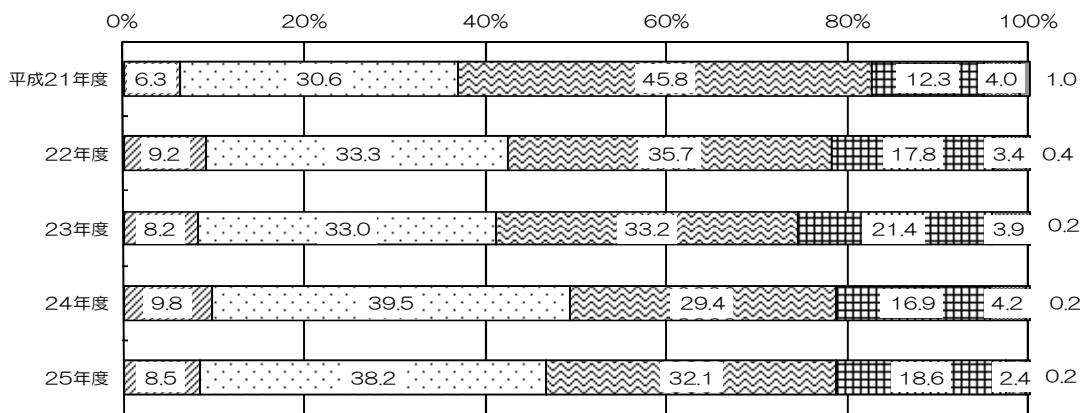
また、平成25年10月から11月にかけて実施した「子ども・子育て支援ニーズ調査」では、住んでいる地域の子育ての環境や支援について、満足している割合よりも、満足していない割合の方が多くなっています。

同調査では、子育てを「楽しい」「やや楽しい」と感じている人の割合は7割超である一方、子育てを負担と覚えることが「多い」「やや多い」人が、就学前児童の保護者では約3割、小学生の保護者では約2割、子育てに不安を感じるものが「多い」「やや多い」人がそれぞれ約3割います。

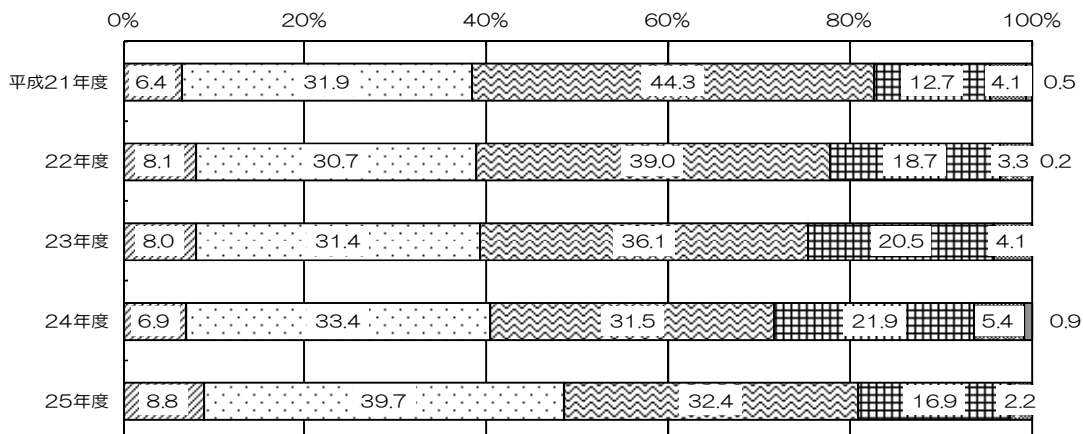
本市の子育て環境への評価



【就学前児童保護者】

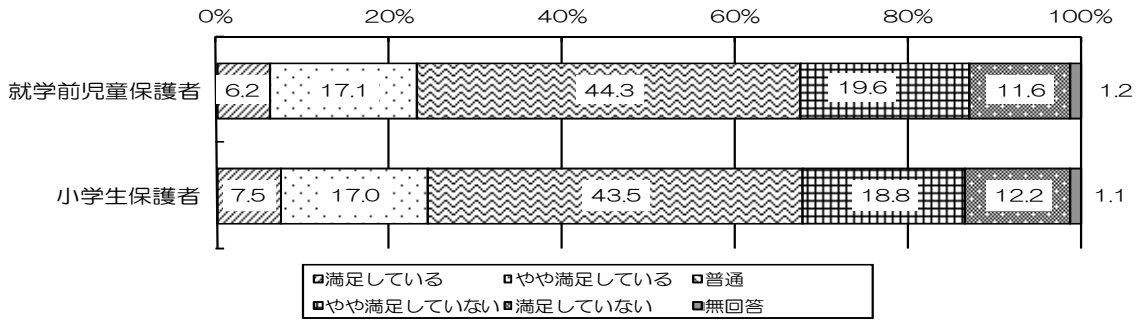


【小学生保護者】



資料：新潟市「子育て市民アンケート」

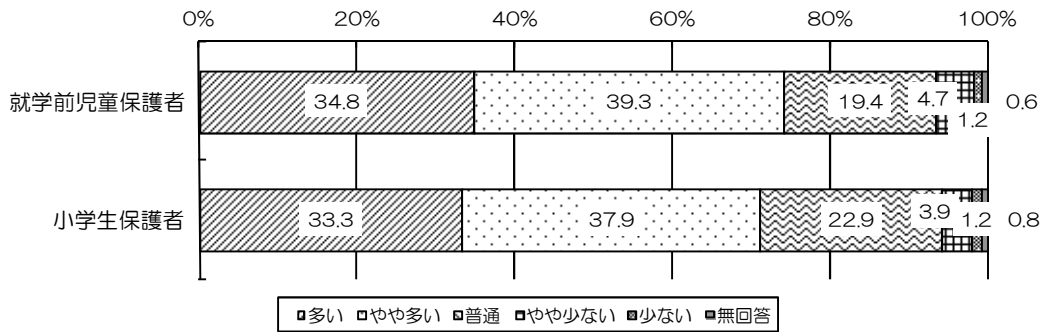
住んでいる地域の子育ての環境や支援についての満足度



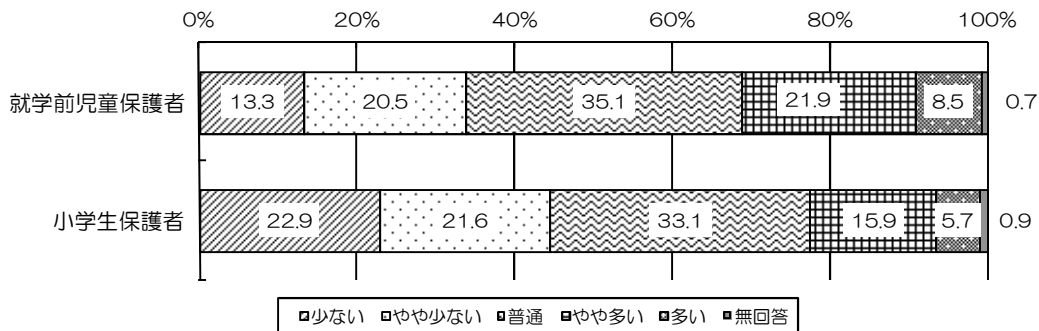
資料：新潟市「子ども・子育て支援ニーズ調査」

子育てについて感じる事

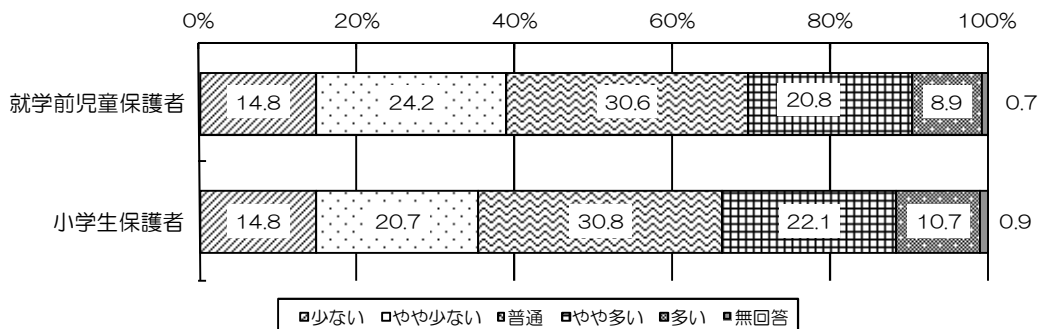
【楽しいと感じる】



【負担を感じる】



【不安を感じる】



(5) 主な子ども・子育て支援施策の取り組み状況

すこやか未来アクションプラン後期計画期間				
	H22	H23	H24	H25
政令市移行後（平成19年度）から平成21年度までの取り組み 子どもたちのすこやかな育ちの支援 安心して子どもを産み育てられる環境の整備 保育園待機児童ゼロの堅持（平成18年度～）をはじめとした子ども・子育て支援の環境整備	●こどもショートステイ事業を開始 ●子ども手当の支給（定額） ●子育てなんでも相談センターきらぎらの開設支援 ●地域子育て支援センターを全市域で実施 ●ひとり親家庭等講習会の実施 ●ファミリーホームの開設支援 ●東区において子どもの健全育成事業（学習支援）を開始 ●保育園再編後期実施計画を策定 ●第2次男女共同参画行動計画を策定 ●イクメン・カジダン写真コンテストを開始	●私立幼稚園すこやか補助金の創設 ●高等学校入学準備金貸付事業を開始 ●ひとり親家庭等在宅就業支援事業を開始（～平成26年度） ●障がい児放課後支援事業＜くまのみ限定型モデル事業＞を開始 ●巡回支援専門員整備事業を開始（幼児の発達障がいに関する相談） ●ワーク・ライフ・バランスに関する講演会の開催 ●父親の子育て参画のためのイベント「にいがたっ子食花まつり」を開催	●不妊に悩む方への特定治療支援事業の助成金額を拡充 ●24時間保育園開設 ●子どもの入院医療費助成の対象を中学校卒業まで拡大 ●新児童手当の支給 ●ファミリー・サポート・センター事業を全市域で実施 ●民間事業者との提携によりにいがたっ子すこやかバスポートの事業強化 ●児童扶養手当の支給要件に裁判所からの保護命令を受けている方も追加 ●県とともに県立児童自立支援施設の改築整備を開始	●病児デイサービス施設を拡大 ●一時預かり拠点園実施園を拡大 ●ひまわりクラブにおける高学年受入モデル実施 ●子ども3人以上世帯のこども医療費助成対象を高等学校卒業まで拡大 ●幼稚園の第3子無償化（同時在園の場合） ●いくとびあ食花内にこども創造センター開設 ●乳児院の新設整備を開始 ●（仮称）こども発達支援センター新設整備を開始 ●療育教室、専門医による発達相談を全区で実施 ●発達支援コーディネーター養成研修を実施 ●市民団体との協働によりワーク・ライフ・バランスに関する連続講演会を開催 ●再就職を目指す女性のためのスキルアップセミナーを開催
				H26